

④小笠原諸島世界自然遺産地域連絡会議

目的	小笠原諸島世界自然遺産地域の適正な管理のあり方を検討するために設置し、関係機関の連絡・調整を図ること
活動内容	<検討事項> (1) 小笠原諸島世界自然遺産地域の管理計画に関する事項 (2) 遺産地域の適正な保全・管理を推進するための連絡・調整に関する事項 (3) その他、目的を達成するために必要と認められる事項
対象地域	小笠原諸島世界自然遺産地域（約 7,939ha）（東京都小笠原村） （小笠原国立公園、南硫黄島原生自然環境保全地域、小笠原諸島森林生態系保全地域 等）
組織設置の根拠	小笠原諸島世界自然遺産地域連絡会議設置要綱
主な構成メンバー	事務局（関係行政機関） 小笠原村観光協会、小笠原母島観光協会、東京島嶼農業協同組合、小笠原島漁業協同組合、小笠原母島漁業協同組合、小笠原村商工会、小笠原ホエールウォッチング協会、NPO 法人小笠原野生生物研究会、NPO 法人小笠原自然文化研究所
事務局	環境省（事務局長：関東地方環境事務所長）、林野庁、東京都、小笠原村
設立年月日	2006 年 11 月 設立
開催頻度	年 2 回程度開催
運営費	事務の一部を委託
分科会等	小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会と連携関係。各機関の長がメンバーとなっているため、より具体的な検討を行う作業部会を設置することについて検討中。
特記事項	・「小笠原諸島」が「知床」に次ぐ推薦地域として世界遺産条約関係省庁連絡会議で決定された後に設置。 ・ほぼ同時に設置された科学委員会における議論内容の報告、地元説明という位置づけで開催。 ・小笠原自然保護官事務所が事実上の運営。 ・主な保全策が外来種（移動する対象）対策であったこと、世界遺産地域と国立公園区域が重なっていることから、国立公園管理という限定的な切り口での管理目標については検討していない。 ・世界遺産推薦地評価の現地視察時には、主に地域連絡会議のメンバーを集めて IUCN 調査員との意見交換会を実施。 ・今後は、管理計画の管理の方策として掲げられている「自然と共生した島の暮らしの実現」部分に関して地域の中心となって検討していく場となることが求められている。

④小笠原諸島世界自然遺産地域連絡会議

協議会の役割

①地元関係機関の連絡調整

②管理計画策定事項の履行にむけた検討

管理計画実行の検討 / 外来種対策の検討

構成メンバー

環境省関東地方環境事務所、林野庁関東森林管理局、東京都、小笠原村、小笠原総合事務所、小笠原商工会、小笠原村観光協会、小笠原母島観光協会、小笠原ホエールウォッチング協会、小笠原島漁業協同組合、小笠原母島漁業協同組合、東京島嶼農協、NPO 小笠原野生生物研究会、NPO 小笠原自然文化研究所

小笠原世界自然遺産地域 管理計画

○策定主体：

環境省／林野庁／文化庁／東京都／小笠原村

(助言依頼)

(助言)

小笠原世界自然遺産地域 科学委員会

○ワーキンググループ

- ・種間相互作用
- ・植栽

課題対応型組織

小笠原エコツーリズム協議会

- エコツーリズムのルールづくり
- エコツーリズム全体構想

ノネコ対策検討会、ノヤギ対策検討会、
ネズミ対策検討会

植生回復検討会(アカギ対策)

課題対応型組織と「連絡会議」との関係

- 「科学委員会」に属する課題対応組織があり、専門性が強い。
- 課題対応型組織の取組は「連絡会議」にて内容進捗等を報告

3. 総合型協議会が扱う地理的範囲

協議会は、一体性の高い国立公園の場合には、一つの協議会で国立公園全域を扱うことができるが、社会的状況（地域の連携体制、利用者の動向等）を踏まえ、一つの国立公園を複数に分割することが好ましい場合もある。その際には、国立公園の公園計画の区分や管理計画の区域を参考にしつつ、一体となって取組を進めるのに適切な範囲を設定する必要がある。

（１）公園計画の区分

自然公園法第7条第1項又は第8条第1項に基づき環境大臣が公園計画を決定、変更又は廃止する際の単位－29国立公園を70 地域（従来から団地と呼ばれている）に区分（※公園計画作成要領（自然環境局長通知）において、「性格の異なる複数の地域からなる場合は各地域毎に変更することができる」ことが規定されているが、地域について統一された定義はない。）

（２）管理計画の区分

＜管理計画の位置づけ＞

「国立公園管理計画作成要領」（自然環境局長通知）において作成を規定。地方環境事務所長が作成することとしている。

管理計画に定める許認可の基準については、行政手続法第5条第1項の審査基準として取り扱うことを規定。この他の内容について法的根拠はない。

＜管理計画の概要＞

①目的

地域の実情に即した国立公園管理業務の一層の徹底を図り、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ること。

②作成地域

国立公園ごと又は当該公園の地理的区分としての地域ごとに作成するものとするが、風致景観の特性、管理業務上の特性により国立公園を複数の地区（管理計画区）に区分し、作成し得る。

③内容

原則として次に掲げる事項を定めるものとしているが、それぞれの地域の特性・特色に応じ、他の項目を追加することが可能。

- ・ 国立公園又は管理計画区の概況
- ・ 管理の基本方針
- ・ 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
- ・ 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
- ・ 適正な公園利用の推進に関する事項
- ・ 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項
- ・ その他

④ 作成の手順

- ・ 地方環境事務所長が有識者、地元関係行政機関及び地元代表者による国立公園管理計画検討会を開催。
- ・ 地方環境事務所長が案を作成。
- ・ パブリックコメント
- ・ 地方環境事務所長より自然環境局長に協議。

- ・ 回答を得て地方環境事務所長が決定。

＜管理計画区＞

管理計画区 — 135 管理計画区（国立公園管理計画を作成する際の単位）

（３）総合型協議会が扱う地理的範囲（素案）

公園計画の地域区分、管理計画の区分を踏まえ、総合型協議会が扱う地理的範囲を検討していく。

① 区域の考え方

現行の管理計画区は、許認可の指針を説明するということを管理計画の中心に据えて設定している（国立公園の運営を環境省と地域が協働で行うという観点から地域範囲を検討したものとはなっていない）。

このため、運営区域の設定にあたっては、現行の管理計画区を参考にしつつも、新たな区域を検討することが必要。

②区域設定（地域区分）のため考慮すべき事項

ア．空間的な位置からの区分

国立公園の位置、国立公園へのアプローチの起点都市、国立公園の利用ルートなどからの区分

イ．自然環境の質からの区分

山岳、高原、海岸、など大きな自然の区分

保護規制の強弱 などからの区分

ウ．利用の態様からの区分

風景探勝、自然探勝、温泉など交通機関、車道を使った利用

キャンプ、海水浴、トレッキングなどの一般的なアクティビティ利用

登山、ダイビングなど専門的なアクティビティ利用 など利用形態からの区分

エ．地域の国立公園に対する意識の共有範囲からの区分

地域のステークホルダー（自治体、利用者にサービスを提供する機関、組織、住民など）の存在と意識、自治体の範囲 などからの区分

*総合型協議会が扱う地理的範囲としては、国立公園の運営を地域の関係者と協働で行うという観点を重視するならば、「空間的な位置」、「地域が国立公園に対する意識を共有できる範囲」すなわち、「地域が活用できる観光資源として捉えている範囲」を重視することにより、協働がうまくいくと考えられる。

（４）具体的事例での検討

①利尻礼文サロベツ国立公園

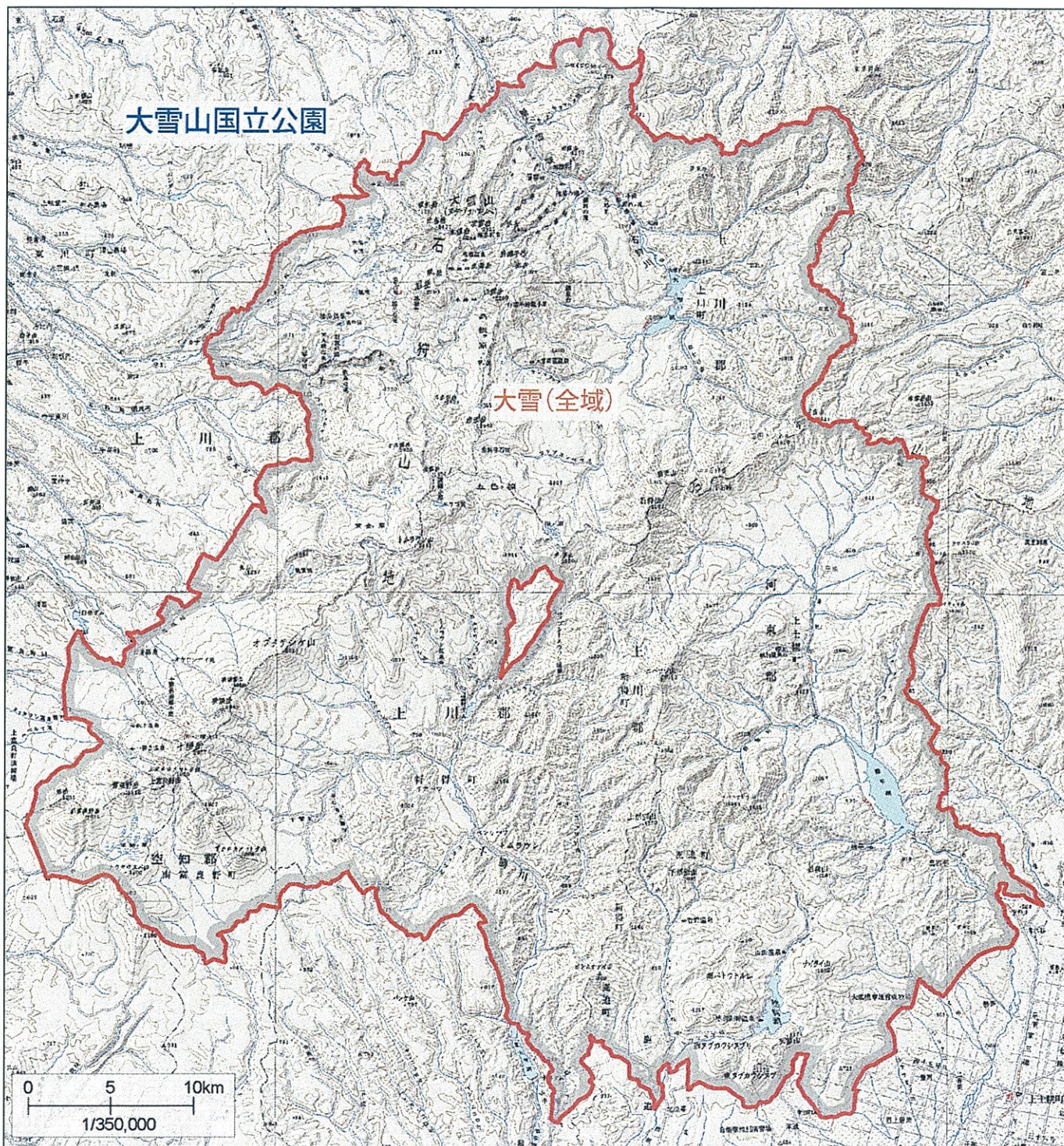
②大雪山国立公園

③上信越高原国立公園（妙高戸隠地域）

利尻礼文サロベツ国立公園 管理計画区分図



大雪山国立公園 管理計画区分図



上信越高原国立公園 管理計画区分図（妙高高原地域、戸隠地域）

